

會本部に移轉し、幸議資金を臨時徴収し、三月三日より各線電車の五
分間停車を敢行せんとし、左記の如き宣傳ビラを撒布せんとせし、当局の厚意に
毀損置せりと北長亦実行に至らぬがた。

左記 (二十七頁、宣言書カコトケル)

一〇 解 決

荻原神奈川お警署警察部長は夙に調停の機を窺ひつゝありしが三月四日夕突
双方も川崎教言察署署長招致會見せしめたる結果左記条件にて解決を告
げたるに至つた。

解 決 條 件

1. 松坂京二郎 佐藤恕 高木留次、荻原嗣夫の四名
を解雇すること。
2. 解雇者に対し、は解雇半當の外金一封 (三千円)
を支給すること。

3. 罷業中の日給半額を支給すること。

4. 従業員の待遇改善問題は警察部長に一任すること。

以 上